



とらつく鳥取

も く じ

●【協会通知】第46回 通常総会開催の予告	1
●【行政通知】コロナウイルス関連の消毒業者一覧の提供について	3
●【行政通知】鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の作成について(通知)	4
●【行政通知】令和2年度 春の全国交通安全運動	8
●【協会通知】令和2年度鳥ト協助成金の一覧表	11
●【協会通知】令和2年度「可動式突入防止装置(パンバ)」助成金受付開始	13
●【協会通知】全ト協の第44回(令和2年度)中央近代化基金融資推薦申込を受付中	21
●【協会通知】鳥ト協「近代化基金融資推薦融資」のご案内	22
●【協会通知】第29回鳥取県トラックドライバー・コンテストの開催について	23
●【協会通知】ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内(令和2年度)	27
●【協会通知】「新型コロナウイルス」に係るアンケート結果(概要)について	34
●【協会通知】融雪出水期における防災態勢の強化について	35
●【陸災通知】陸災防鳥取県支部長表彰 候補事業者の推薦について	37
●【陸災通知】陸運と安全衛生 No.609	39
●交通事故発生状況	41
●全日本トラック協会会長表彰、正しい運転・明るい輸送運動の表彰贈呈	42
●鳥ト協令和元年度第8回理事会開催状況	43
●「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴う運送業界への影響に対する支援要望取組について	44
●新型コロナウイルス対策用マスクを緊急輸送—4tトラック5台出動—	45
●新着 無料貸出 DVD のご紹介(交通安全教育用 DVD)	46
●求荷求事情報ネットワーク(WebKIT) 成約運賃指数について	47
●関係官庁の人事異動	49
●会員事業所の異動	50
●大型連休中の業務について	50
●鳥ト協 米子事務所 一般適性診断日(4月・5月)のお知らせ	52
●軽油価格推移表	55
●2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー	56
●3月 業務日誌	57
●4月 行事予定	58

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



協会通知

第46回 通常総会開催の予告

会員事業者 殿

(一社)鳥取県トラック協会

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第46回通常総会を下記の日程により開催いたします。

つきまして、会員事業者の皆様方には業務ご多用中のところ万障お繰り合わせのうえ、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

なお、通常総会の議題等については別途ご連絡いたします。

記

日 程

月 日	時 間	行 事 等	会 場
6月19日 金曜日	13:30～16:00	通常総会 (総会に引き続いて「安全輸送・労災防止推進セミナー」を開催します)	ANAクラウンプラザホテル米子 米子市久米町53番2号 TEL 0859-36-1111
	総会終了後	懇親会	

※新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

今後の感染拡大状況により、総会の場所、内容、スケジュール等について変更が生じる可能性があります。その場合、協会ウェブサイト、FAX等で周知の上対応いたします。

通行止め期間中の迂回路のご案内

上下線
米子西IC～東出雲IC
令和2年 **4月20(月)日夜～4月23(木)日朝** 各日20:00～翌朝6:00 (3夜間)
※予備日 令和2年4月23日(木)～24日(金) (1夜間)

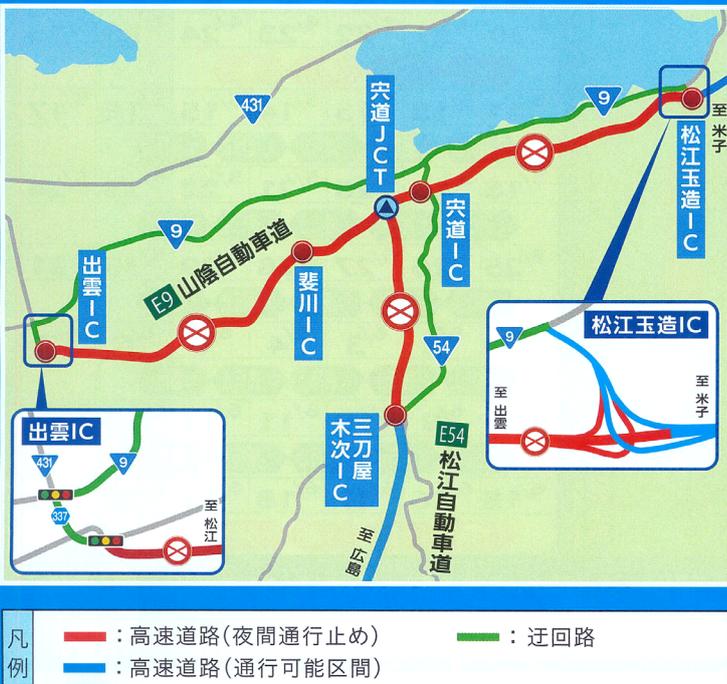


E9 山陰自動車道 米子西IC
↓
国道9号
↑
E9 山陰自動車道 東出雲IC

※所要時間は、各道路の法定速度で走行した場合を想定して算出しています。

		高速道路の場合	迂回路の場合
米子西IC ⇕ 東出雲IC	距離	約19km	約20km
	所要時間	約20分	約24分 時間差 +約4分

上下線
松江玉造IC～出雲IC
三刀屋木次IC～宍道JCT
令和2年 **5月11(月)日夜～6月13(土)日朝** 各日20:00～翌朝6:00 (25夜間)
※予備日 令和2年6月15日(月)～20日(土) (5夜間)



E9 山陰自動車道 松江玉造IC
↓
国道9号
↑
E9 山陰自動車道 出雲IC

E9 山陰自動車道 松江玉造IC
↓
国道9号・国道54号
↑
E54 松江自動車道 三刀屋木次IC

※所要時間は、各道路の法定速度で走行した場合を想定して算出しています。

		高速道路の場合	迂回路の場合
松江玉造IC ⇕ 出雲IC	距離	約34km	約37km
	所要時間	約30分	約49分 時間差 +約19分
松江玉造IC ⇕ 三刀屋木次IC	距離	約26km	約29km
	所要時間	約24分	約36分 時間差 +約12分

◎高速道路の通行料金・道路交通情報等に関するお問い合わせ



0120-924863 (クルマでおでかけ24時間ハローさん)

※フリーダイヤルがご利用できないお客様ははこちら (通話料有料) 06-6876-9031

※最近、電話のお掛け間違いが大変多くなっています。上記以外の電話番号はごさいません。電話番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

行政通知

コロナウイルス関連の消毒業者一覧の提供について

中国運輸局自動車交通部貨物課

中国運輸局では、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、交通事業者等に向けた特別相談窓口を設置しました。特別相談窓口からの情報提供です。

昨日、他の関係団体より、今後コロナウイルスの感染が拡大し事業者には患者が出た場合等において、営業所・車両等の消毒を行なう必要が出てくるが消毒業者の情報がなく困っているとの相談がありました。

基本的には保健所等から問い合わせ先も含め案内があるのではないかとと思われませんが、参考までに当局総務部総務課で整理している別添のペストコントロール協会会員名簿を提供させていただきます。

なお、この名簿に掲載されている事業者は、害虫駆除事業者さんがほとんどで、新型コロナウイルス対応できる業者は限定されますので窓口等の詳細は各県のPC協会で、問い合わせていただきますようお願いいたします。

別添 消毒業者リスト

(公社)日本ペストコントロール協会 【注意】 この中でも新型コロナ対応できる業者は限定される。詳細は当該県の協会に問合せのこと。

法人名	代表者役職	代表者氏名	〒	住所	TEL	FAX
鳥取県ペストコントロール協会	会長	竹ノ内賢一郎	683-0805	鳥取県米子市西福原 5-4-6 サンククリーン株式会社 内	0859-32-5006	0859-32-0933
株式会社 コダマサイエンス 米子営業所	代表取締役	小田 隆弘	683-0009	鳥取県米子市観音寺新町 3-4-2	0859-32-1272	0859-32-1282
サンククリーン株式会社	代表取締役	竹ノ内賢一郎	683-0805	鳥取県米子市西福原 5-4-6	0859-32-5006	0859-32-0933
北陽産業株式会社	代表取締役	崎津 正	684-0046	鳥取県境港市竹内団地 119	0859-45-1456	0859-45-4117
株式会社サンククリーン鳥取 イカリ消毒(株) 米子営業所	代表取締役社長	岡田 成人	680-0843 683-0009	鳥取県鳥取市南吉方 3-302 鳥取県米子市観音寺新町 3-4-2	0857-24-9711	0857-24-9710 0859-23-6166 0859-23-6170

行政通知

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の作成について(通知)

第 201900343327 号
令和 2 年 3 月 27 日

鳥取県新型インフルエンザ等対策指定地方公共機関の長 様

鳥取県知事
(公印省略)

このたび、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画を下記のとおり作成しましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 7 条第 6 項の規定により、通知します。

記

- 1 行動計画の概要 別紙のとおり
- 2 その他

行動計画及びその概要は、次のホームページで公表しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1200908.htm#itemid1200908>

<連絡先>

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
感染症・新型インフルエンザ対策室
課長補佐 田中丈士
電話 0857-26-7857
ファクシミリ 0857-26-8143
電子メール takeshi-ta@pref.tottori.lg.jp

別紙

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の概要

令和 2 年 3 月 27 日
健康医療局健康政策課

I 県行動計画とは

- 県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑え、県民の安心と健康を守るための緊急的な対応として、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画を前提としつつ、新たに策定し、運用するもの。
- 今後、最新の科学的な知見を取り入れた上で適宜見直しを実施。

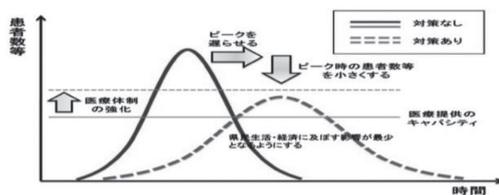
II 県行動計画の概要

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な方針

<対策の主な目的>

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

<対策の効果 概念図>



2 新型コロナウイルス感染症対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
 - ・ 対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。とりわけ県内に緊急事態宣言がなされ、県民の権利と自由に制限を加える場合は、国の専門家会議や有識者の意見を踏まえ、その制限は当該新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものとする。
- 関係機関相互の連携協力の確保
 - ・ 国や市町村と相互に連携を図りつつ対策を総合的に推進するとともに、市町村からの要請があれば総合調整を実施する。
- 記録の作成・保存

3 対策推進のための役割分担

- 国の役割
 - ・ 発生時の対策を実施する。
 - ・ 地方公共機関等を支援し、国全体の体制整備を図る。
 - ・ ワクチン、医薬品の調査・研究を実施する。
 - ・ 発生時には、基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 県の役割
 - ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の主な実施主体として、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保及びまん延防止を図る。
 - ・ 国の対処方針に基づき、県の対処方針を決定し、県内に周知して対策を実施する。
- 鳥取市の役割
 - ・ 保健所を設置する鳥取市は、県東部地域の医療体制の確保やまん延防止等に県に準じた役割を果たすことが求められることから、県と連携して対応を行う。
- 市町村の役割
 - ・ 国や県の対処方針に基づき、住民接種、住民の生活支援、要援護者への支援を実施する。
- 医療機関の役割
 - ・ 全ての医療機関で院内感染対策や医療資機材の確保を行い、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制を強化、発生時には医療を提供する。
 - ・ 感染症指定医療機関や県知事指定を受けた「帰国者・接触者外来協力医療機関」「入院協力医療機関」は新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受入れて、医療を提供する。
- 一般の事業者
 - ・ 職場における感染対策の実施、一部業務縮小の検討及び多数の者が集まる事業での感染対策を徹底する。
- 県民
 - ・ 知識の習得、マスク着用、咳エチケット等の感染対策の実践、食料品等の備蓄等を行う。
 - ・ 医療機関内での医療従事者等への感染を防止し、地域の医療機関を守るため、呼吸器症状などでかかりつけ医を受診する前には必ず事前に電話してから受診するよう努める。

4 県行動計画の主要項目

(1) 実施体制

- 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - ・ 新型コロナウイルス感染症が海外で発生した場合に、政府対策本部の設置と合わせて直ちに設置し、総合的な対策を全庁的に実施する体制を整備する。
 - ・ 県下で統一的な対応を行うため、鳥取市の対策本部と合同で、対策本部会議を開催する。
- 保健所連絡調整会議
 - ・ 地域医療体制の確保、まん延防止やサーベイランス等に関して、県と鳥取市が統一的な対応を図っていくため、県の保健所と鳥取市保健所による技術的な検討を行う。
 - ・ 二次医療圏や二次医療圏・県を超えた広域搬送について消防機関も加わり体制を検討する。
- 医療提供体制検討プロジェクト会議
 - ・ 大学、県医師会、感染症指定医療機関、保健所により病院、診療所の役割分担など適切かつ効率的な医療提供体制を議論し県対策本部へ医療提供体制の具体案を提言する。

(2) サーベイランス・情報収集

- サーベイランス
 - ・患者数、学校等の休業状況、ウイルスの型・抗原性等のサーベイランス（調査）を実施する。
 - ・患者の行動歴が県内とは限らないため、他都道府県、保健所設置市等と連携して、PCR検査情報や疫学的な調査結果の迅速な共有を行う。
- 情報収集
 - ・海外、国内、県内の発生状況を、県、鳥取市及び市町村と協力して実施し、情報共有を図る。

(3) 情報提供・共有

- 県民への情報提供
 - ・県民への注意喚起、まん延防止の観点から、迅速に情報を公開する。個人情報や企業活動に配慮しつつ、可能な限り具体情報を公開する。
 - ・県民への情報提供は、テレビ・新聞等のマスメディアの協力を得て、発信を行う。
 - ・また、ホームページ、あんしんトリピーメールやソーシャルネットワーク（SNS）も活用
 - ・誤った情報が出た場合は、正確な情報を発信し、注意を促す。
 - ・県民への情報提供に当たって、次のとおり配慮すべき事項を明記
発信する情報は、県民目線に立って、平易な言葉で端的にわかりやすく表現
個人情報の保護と公益性を十分考慮し、報道にはプライバシーに配慮することを要請
高齢者、障がい者等については、多様な伝達方法を選択
外国人の増加対策として、広報の多言語化を推進

(4) 予防・まん延防止

- まん延防止対策
 - ・検疫所と連携して、水際対策を行う。
 - ・境港に入港するクルーズ客船については、関係機関と連携して対応を行う。
 - ・個人の対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の感染対策を行う。
 - ・学校や福祉施設は、感染が広がりやすいので、感染防止措置を徹底し、その児童・生徒や利用者、職員等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、14日間、臨時休業することを基本とする。
 - ・集客施設、イベント等については、自粛や運営方法の工夫を要請し、集客施設を利用した患者が利用者や職員と濃厚接触したことが確認されたときは、ひとまず14日間、臨時休業する。
 - ・事業者に対し、従業員が呼吸器症状等を有する時に休暇を取得できる体制をとるとともに、その際には外出を控えること及び不安があれば発熱・帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に電話で相談するよう周知する。
 - ・県民は、医療機関内での医療従事者等への感染を防止し、地域の医療機関を守るため、かぜ症状などでかかりつけ医を受診する前には必ず事前に電話してから受診するよう要請する。

(5) 医療

- 医療体制の整備
 - ・患者数の大幅な増大を予測して、効率的・効果的な医療提供体制を計画する。
 - ・県等は二次医療圏内及び二次医療圏を超えた場合の患者の入院調整を行う。
- 広域連携
 - ・県内のみで対応できない場合に備え、ECMOや人工呼吸器といった機器類、それを扱える医療従事者、患者の搬送、消耗品類の調達、PCR検査が県域を越えて機能するように調整する。
- 発熱・帰国者・接触者相談センター
 - ・県及び鳥取市保健所に発熱・帰国者・接触者相談センターを設置し、症状のある方から事前に電話で相談を受けて、医療機関を受診するよう案内する。
様々な問合せに対応する相談窓口機能も合わせて有する。
外国人相談対応のため通訳サービス等を導入
- 入院病床の確保
 - ・クラスター（集団）発生に備えて、感染症指定医療機関、入院協力医療機関における入院病床を増加させ、重症患者の受け入れ体制を整備する。
- 患者が急増してきた場合、重症・軽症等の症状に応じて、入院医療機関を振り分けるため、県に入院医療トリアージセンターを設置して運用を行う。
- 医療機関での外国人対応
 - ・外国人の受診に備え、翻訳サービスの推進を図る。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 物資供給の要請
 - ・医薬品、食料品等の緊急物資の流通、輸送の確保を図る。
- 高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援
- 物資、資機材の備蓄
 - ・対策に必要な医薬品その他の物資、資材を備蓄しておく。
- イベント等の開催
 - ・市町村、事業者、県民が集会、催し物、コンサート等のイベント等が安全に開催・参加できるように判断のためのガイドラインを示す。

5 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ＜緊急事態宣言とは＞
- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超え、国民の生命・健康が保護できず、社会的混乱を招くとして、都道府県の区域を指定して、政府が決定する。
 - ・緊急事態宣言を指定された都道府県知事は、必要に応じて緊急事態措置を実施することができる。

緊急事態宣言が出された場合の対応

- 市町村対策本部の設置
- 緊急事態措置の実施
 - 有識者の意見を聴いた上で、必要に応じて次の措置を実施する。
 - ・不要不急の外出を控える。
 - ・学校・保育園等については、臨時休業等の対応を要請する。
 - ・大学・百貨店・マーケット・体育館等については、感染防止措置を要請する。(必要に応じて施設利用制限)
 - ・病院・飲食店・ホテル・駅・工場・事務所等については、感染防止措置を要請する。
- ライフライン等の確保
 - ・電気・ガス・水道・運送・通信等のライフラインの確保に努める。
- 緊急物資の運送の確保
 - ・食料品・医薬品・医療器機等の運送体制を確立させる。
- 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・物価の安定、生活関連物資の安定的な供給措置を行う。
 - ・県民からの情報収集を行う。
- 防犯
 - ・広報啓発活動を行う。

行政通知

令和2年度 春の全国交通安全運動

— 春の全国交通安全運動実施要綱 —

●交通安全スローガン● つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

実施期間 令和2年4月6日(月) ▶ 4月15日(水) までの10日間

運動の重点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 自転車の安全利用の推進

4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日

4月15日(水) 交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

主 唱 内閣府・鳥取県交通対策協議会

運動の目的

新入学児童等や高齢歩行者等に対し、交通ルールと交通マナーを理解させる交通安全教育の推進、運転者の「思いやり運転」など歩行者保護の徹底、また、自転車利用時のヘルメットの着用等、自転車の安全利用など、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーを呼びかけ、交通事故防止の徹底を図りましょう。

重点1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保



【歩行者は】

- 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、しっかりと左右の確認をしましょう。
- 斜め横断や横断禁止場所での横断、走行する自動車の直前直後の横断など危険な横断はやめましょう。
- 高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動を取るよう心がけましょう。
- 夕暮れ時から夜間の外出は、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 歩きながらスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」は危険なのでやめましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 通学路や生活道路等では、地域住民や交通ボランティア、学校関係者等と連携し児童等に対する交通安全指導や見守り活動等を推進しましょう。
- 歩きながらスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」の危険性について話し合ひましょう。
- HR等を活用し、児童・生徒に対して、安全に道路を通行するための交通安全教育を推進しましょう。
- 家庭では出かける家族に対し、交通安全の声かけをしましょう。
- 通学路や生活道路等の交通上危険な箇所について話し合ひ、安全な通行方法を確認しましょう。
- 夜間の外出時の「反射材着用」と「明るい服装」を呼びかけましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体等を活用し、横断歩道の通行、横断禁止場所での横断禁止、信号遵守等の交通ルールの遵守について広報啓発を推進しましょう。

- 子どもや高齢者等の歩行中の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。
- 朝礼等を利用して、歩行者（子どもや高齢者等）に対する思いやり運転（特に、横断歩道付近での横断歩行者優先）を指導しましょう。

重点2 高齢運転者等の安全運転の励行

【運転者は】

- 70歳以上の運転者は「高齢者マーク」の表示に努め、一般の運転者は高齢者マーク表示車に対して、幅寄せや急な進路変更、無理な追越しなどせず、思いやり運転心がけましょう。
- 横断歩道手前では減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、横断歩行者を優先しましょう。
- 運転中のスマートフォンの使用やカーナビ注視等の「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- あおり運転の原因になりうる他の車の前への割り込みや並進している車への幅寄せ、頻繁に進路変更をするなどの危険な行為はやめましょう。
- あおり運転や交通事故抑止の効果が期待できるドライブレコーダーの導入を検討しましょう。
- 全ての座席においてシートベルトを着用するとともに、子どもを乗せるときは、子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく取付け、正しい着用を習慣付けましょう。
- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。また、飲酒を伴う会合等には公共交通機関等を利用しましょう。



運転中は、カーナビの操作や注視することはやめましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 家庭や地域の会合等では、交通ルールの遵守と歩行者や他の車両への思いやり運転、あおり運転などの危険な行為について話し合い交通安全意識の高揚を図りましょう。
- 車で出かける家庭に、交通ルールの遵守と「思いやり運転」などの交通マナーの実践を呼びかけましょう。
- 幼児・児童・生徒に対し、車に同乗するときはシートベルトとチャイルドシートを着用するよう指導しましょう。
- 飲酒運転の危険性・悪質性、事故の悲惨さなどについて話し合うとともに、飲酒を伴う会合等に車で行かない、また、車を運転する人には絶対に酒類を勧めないようにしましょう。



【関係機関・団体・職場等では】

- 衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーSや後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進を図りましょう。
- 運転中のスマートフォン等を使用しながらの「ながら運転」の危険性や罰則強化について広報啓発を推進しましょう。
- 横断歩道手前での減速と横断歩道における歩行者優先など、歩行者保護の徹底を図りましょう。
- 後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの有効性・必要性について広報啓発をしましょう。
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、全ての座席においてシートベルト着用を徹底するよう努めましょう。
- 飲酒運転の危険性・悪質性等について広報啓発するほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進しましょう。
- 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動を普及促進を図りましょう。

重点3 自転車の安全利用の促進



【自転車利用者は】

- 自転車利用時のスマートフォン等を利用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はやめましょう。
- 交差点では信号を守り、一時停止・安全確認を確実に行いましょう。
- 乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等へ加入しましょう。
- 夜間は前照灯を点灯するとともに、反射材用品を着用し安全な速度で利用しましょう。

自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

【家庭・地域・学校等では】

- 「自転車安全利用5則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、二人乗り・並進の禁止や交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等について指導しましょう。
- 生徒に対して、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。
- 重大な事故にもつながる自転車利用時のスマートフォン等を利用した「ながら運転」の禁止を指導しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 「自転車安全利用5則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルールと交通マナーを周知徹底しましょう。
- 通学路や街頭指導等では、自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等の使用禁止を指導しましょう。
- 乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進、「自転車安全利用5則」を活用した交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

協会通知

令和2年度鳥ト協助成金の一覧表

(一社)鳥取県トラック協会

令和2年度の助成金です。

受付期間等詳細は、「とらっく鳥取」にて順次お知らせいたします。また同時に鳥ト協HPにも掲載します。
車両・装置等を購入される場合には、助成金の有無を鳥ト協へご確認ください。

事業項目	事業内容	令和2年度				備考	
		助成割合	鳥ト協助成	全ト協助成	鳥ト協上限台数		
交通安全対策事業	1. デジタルタコグラフ導入促進事業費						
	(1) 車載器	2分1	35,000	0	6	限度額	
	(2) 事務所機器	2分1	50,000	0	1	限度額	
	2. 安全装置導入促進事業費						
	(1) 後方視野確認支援装置	2分1	40,000	20,000	6	限度額	
	(2) 側方視野確認支援装置(車両総重量7.5t以上)	2分1	0	20,000			
	(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置	定額	0	20,000			
	(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	定額	0	20,000			
	3. ドライブレコーダー導入促進事業費						
	(1) 車載器	2分1	50,000	0	6	限度額	
	(2) 事務所機器	2分1	50,000	0	1	限度額	
	4. 安全運転研修助成						
	(1) 県外研修(交通費)(受講料は全ト協助成)	実費	30,000	10割・7割		限度額	
	(2) 県内研修	定額	8,000	0			
	5. 初任運転者教育促進事業費	定額	35,000	0			
	6. 運行管理者講習受講助成費						
(1) 基礎講習(8,900円)	定額	2,200	0				
(2) 一般講習(3,200円)	定額	1,100	0				
7. 運転者適性診断受診助成事業費							
(1) 一般診断(2,400円)	全額	2,400	0				
8. SASスクリーニング検査助成事業費(5,000円)	2分1	0	2,500		限度額		
9. 可動式突入防止装置導入助成事業費	2分1	100,000	0	1	限度額		
10. テールゲートリフター	2分1	100,000	0	1	限度額		
11. 衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業費(車両総重量3.5t以上8未満)	2分1	0	50,000		限度額		
12. 運輸安全マネジメント講習助成事業費	定額	5,200	0				
13. 運転記録証明取得事業費	全額	670	0				
14. 血圧計導入促進助成事業	2分1		50,000	1	限度額		
15. トラック用タイヤチェーン導入助成事業	2分1	15,000	0	5セット	限度額		
16. 脳検診受診促進事業費	定額	10,000	0				
環境対策事業	1. 環境対応車導入促進事業費						
	(1) ハイブリッド	定額	110,000	97,000	1	国の助成あり	
	(2) ポスト新長期等規制適合車	(積載量4トン未満)	定額	50,000	0	1	
		(積載量8トン未満)	定額	100,000	0	2	
		(積載量8トン以上)	定額	150,000	0	3	
	(3) 天然ガス自動車(新車と改造)	0	122,000			国の助成あり	
2. 蓄冷式クーラー購入助成事業費	2分1	50,000	0	2	限度額		
3. バッテリー式クーラー・エアヒーター購入助成事業費	2分1	0	60,000		限度額		
4. エコタイヤ助成事業費	小型車用	定額	1,000	0	90		
	中・大型車用	定額	2,000	0			
5. グリーン経営認証制度助成金事業費	新規	定額	60,000	0			
	更新	定額	30,000	0			
経営近代化事業	1. 次世代リーダー育成推進事業費						
	(1) 中小企業大学校受講料助成	3分1		3分1			
	2. 近代化基金推薦融資利息補助(利子補給率)						
	(1) 一般融資		0.3%	0			
	(2) ポスト新長期等融資		0.3%	0			
	3. 信用保証料助成事業費	2分1	100,000	100,000		合計限度20万円	
	4. 免許取得支援助成事業	準中型免許 中型免許 大型免許		70,000	40,000	2	限定解除
				70,000	25,000		
				100,000	0		
				180,000	0		
5. 経営診断受診促進事業	定額	0	詳細は別途、案内		消費税別		
6. 自家用燃料供給施設整備 増設助成事業	新設	定額	0	1,000,000	1		
	増設	0	300,000				
7. インターンシップ導入促進 支援事業	3日間	定額	30,000	90,000			
	4日間	定額	40,000	110,000			
	5日間	定額	50,000	130,000			

感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省 検索



協会通知

ダンプ車両のアスファルトフィニッシャとの接合作業が容易になる 令和2年度「可動式突入防止装置（バンバ）」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

令和2年5月1日～令和2年7月31日

予算が小額な為、令和元年9月のアンケート提出者を優先します。アンケート提出者も期間内に申請が無い場合は、優先権が失われます。

次に先着順で決定します。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、8月1日以降も受付します。（先着順）

*** 申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

(1) 会員事業者が、令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に、**新品装置を購入またはリース**で装着する際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置・車両

(1) 自動式および手動式の可動式突入防止装置でバンバおよびステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。

(2) 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 装置1台当たり導入費用の2分の1で、10万円を限度とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協 100万円（10機）

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

可動式突入防止装置（バンバ）……1機

6. 申請時提出書類

①可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する装置（バンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

7. 交付決定日 令和2年8月7日（金）

可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和3年2月15日（月）

提出書類

①可動式突入防止装置導入促進助成事業実績報告書（様式3）

②可動式突入防止装置装着証明書（様式4）

③請求書（写）…装置のバンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④領収書等（写）…請求書と同額なもの（リースの場合も販売会社が発行したリース会社宛の領収書が必要です）

⑤リース契約書等（写）・装置のバンバ・ステイの区別・装置名称・型式・数量の記載があるもの

⑥装着した車両の車検証（写）

9. 申請をされる方は、可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
改正 平成 29 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)は、ダンプ車両が作業の都合によって行う固定式突入防止装置の取外しを防止し、不正改造車両(突入防止装置未装着車両)の追放を図るべく、可動式突入防止装置の導入を促進するため、装置導入費用の一部を助成する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる可動式突入防止装置(以下「装置」という。)とは、道路運送車両の保安基準(第 18 条の 2)及び保安基準の細目告示(第 180 条)の基準に適合するもので、次の各号に該当するものとする。

- ① 自動式および手動式のどちらも可とする。
- ② バンパとステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、鳥ト協の会員事業者(以下「会員事業者」という。)が各年度の 4 月 1 日から同年度の 1 月末日の間に、新品装置を現金もしくは割賦販売で購入(以下「購入」という。)またはリースで装着する際の導入費用(含む取付費、除く消費税)に対して助成を行なう。

(装着対象車両)

第 4 条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 1 台当たりの助成金の交付額は、導入費用の 2 分の 1 とし、限度額は 10 万円とする。ただし、千円未満は切捨てとする。

(助成の上限台数)

第 6 条 1 会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ申請する。
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。
2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適切であり、交付を適当と認めるときは、様式 2 の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書」により申請者に通知する。
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式 3 の「可動式突入防止装置導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」(以下実績報告書)という。)および様式 4 の「可動式突入防止装置装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。
2 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第 10 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも会員事業者へ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第 11 条 交付決定後、申請の変更または取下げをするときには、会員事業者は速やかに様式 5 の「可動式突入防止装置導入助成金交付申請(変更・取下)届出書」を、鳥ト協へ提出しなければならない。

(装置の処分制限)

第 12 条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第 13 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

(附 則)

本要綱は平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成 25 年 10 月 1 日 一部改正(平成 25 年 4 月 1 日施行)

第 1 条・第 3 条・第 4 条・第 7 条第 1 項・第 9 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条

平成 29 年 3 月 22 日 一部改正(平成 29 年 4 月 1 日施行)

第 13 条

令和 年 月 日

可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住所
事業者名
代表者 ⑩

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

- 切
り
取
り
線
- 1. 助成金申請額 円

 - 2. 導入台数 式
 - ① セット (バンバ・ステイ) 台
 - ② ステイ 台

 - 3. 装置購入単価 (除く消費税) 円
 - ① 1セット (バンバ・ステイ) 円
 - ② ステイ (1台当たり) 円
 - ③ 装着費 (1台当たり) 円

 - 4. 導入装置
 - ① 装置メーカー名
 - ② 装置名称・型式

 - 5. 導入形態 購入 ・ リース

添付書類

- ① 導入する装置 (バンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額 (単価と総額) (除く消費税) 等が記載された見積書 (写))

鳥ト協受付印

可動式突入防止装置導入助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者 ㊞

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円
2. 可動式突入防止装置装着台数 (装着日: 令和 年 月 日)
- ① バンパとステイのセット 式
- ② ステイのみ 台

装着車両

装着車両登録番号
鳥取
鳥取

3. 導入機器
- ① 機器メーカー名
- ② 機器名称・型式
4. 導入形態 購入 ・ リース
5. 振込先

銀行支店名:

預金種別:

口座番号:

ふりがな

口座名義:

添付書類

可動式突入防止装置装着証明書(様式4)

請求書(写)・・・装置のバンパ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・
金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの

領収証等(写)・・・請求書と同額なもの(リースの場合も販売会社が発行したリース会社宛の
領収証が必要です)

リース契約書等(写)・・・装置のバンパ・ステイの区別・装置名称・型式・数量の
記載のあるもの

装着した車両の車検証(写)

可動式突入防止装置装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
取付業者名
(ディーラー等)

㊞

(会員事業者名)

(機器メーカー名)

切
り
取
り
線

_____ が _____ の

(機器名称・型式)

(装着日)

_____ を令和 年 月 日下記の車両

に取付けたことを証明いたします。

記

装着車両登録番号
鳥取
鳥取

協会通知

全ト協の第44回（令和2年度） 中央近代化基金融資推薦申込を受付中

（公社）全日本トラック協会

I 補完融資

1. 融資限度

①一般・物流効率化促進

事業規模が1億円以上の大規模プロジェクト

令和2年度以降の投資額の30%。ただし、未払金額以内

2. 公募期間 令和2年6月15日から令和2年11月30日まで

II 調整融資

1. 鳥ト協の枠がオーバーした時に、全ト協が融資の推薦と利子補給を行うものです。

2. 公募期間

第1回目 令和2年6月15日から令和2年8月31日まで

第2回目 令和2年11月16日から令和3年1月29日まで

3. 利子補給率 0.3%

4. 決定通知予定日 第1回 令和2年9月18日

第2回 令和3年2月18日

III 燃料費対策特別融資

1. 鳥ト協のポスト新長期等融資の各会員の残高5千万円をオーバーした時の融資です。（対象車がポスト新長期等融資とは多少異なりますが、補給率は0.3%です。）

2. 公募期間 令和2年7月1日から令和2年9月30日まで

3. 決定通知予定日 第1回 令和2年8月17日

第2回 令和2年9月14日

第3回 令和2年10月19日

詳細は、鳥ト協「宮本」までお問い合わせください。

協会通知

鳥ト協「近代化基金融資推薦融資」のご案内

1. 受付期間 令和2年4月1日～令和3年3月5日
毎月10日に締切り、適否決定は25日
(利子補給の決定であり、融資の決定は金融機関が行います。)
2. 融資対象者
鳥ト協会員で商工中金に出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
3. 一般融資
 - ①融資対象事業
 - ・物流施設(配送センター等)の整備資金
 - ・福利厚生施設の整備資金
 - ・荷役機械・車両等の購入資金
 - ②利子補給 0.3%
 - ③取扱金融機関 商工中金・信用金庫(鳥取・倉吉・米子)
 - ④融資条件
 - ・1事業者の合計融資残高 5千万円以内(今回申込額も含む)
 - ・償還期間 10年以内(但し、法定耐用年数以内、車両は5年以内)
 - ・融資利率・担保保証人等は、取扱金融機関の定めるところによる
4. ポスト新長期等規制適合車導入融資(ポスト新長期、平成28年排ガス規制融資)
 - ①融資対象事業
 - ・ポスト新長期等規制適合車の導入資金
 - ②利子補給 0.3%
 - ③取扱金融機関 商工中金・信用金庫(鳥取・倉吉・米子)
 - ④融資条件
 - ・1事業者の合計融資残高 5千万円以内
 - ・償還期間 5年以内
 - ・融資利率・担保保証人等は、取扱金融機関の定めるところによる。
5. CNG車、ハイブリッド車、デジタコ、ドラレコ等導入融資

お問い合わせは、鳥ト協「宮本」までご連絡下さい。

協会通知

第29回鳥取県トラックドライバー・コンテストの開催について

(一社)鳥取県トラック協会

鳥取県トラックドライバー・コンテストを別紙1の実施要綱により開催しますので、各社で出場選手を選抜して、参加されますようご案内いたします。

参加申し込みは、来る5月22日(金)までに別紙2の様式により提出してください。

また、実科競技の見学は、参加申込なしでも自由に出来ます。

各社技術向上の為にも、見学応援をお待ちしております。

多くの女性ドライバーの方の参加もお願いいたします。

実施要領等詳細については、当協会までお問い合わせください。

※なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、健康と安全面を考慮し、今年度のドライバーコンテストを中止もしくは、延期する場合がございます。

別紙1

第29回 「鳥取県トラックドライバー・コンテスト」 実施要綱

1. 目的

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

2. 主催

(一社)鳥取県トラック協会

3. 実施日時

令和2年6月6日(土) 9時30分～16時00分

4. 実施場所

学校法人 イナバ自動車学校

鳥取県鳥取市里仁 97 - 1

※当日は、9時20分までに会場に集合して下さい

5. 出場部門と資格

- (1) 4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門の4部門とする。ただし、1人が2部門以上に出場することはできない。
- (2) 会員事業所の在籍従業員で、勤務成績が優秀であり、出場推薦日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故、無違反であること。(直近3ヶ月に取得した5年間の運転記録証明書を添付して下さい)

6. 参加費

参加費は、無料とする。

7. 競技審査の概要

(1) 学科競技

安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について試験する。

①試験方法：正誤方式

②試験時間：60分

③試験内容：法規（道路交通法）、構造機能（車両）、運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）

(2) 実科競技

安全・無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術、日常点検動作について審査する。

①運転技能

10分程度の持時間で安全無事故運転を主体として、運転操作及び法規履行、コース走行、課題走行、運転態度、エコドライブ等、運転の基本操作の適切性について減点方式により審査する。（参加申込者には、あらかじめ、コース走行等についての資料をお送りします。）

なお、競技に使用する車両については下記の通りとする。

(1) 4トン部門……イナバ自動車学校の車両を使用

(2) 11トン部門……イナバ自動車学校の車両を使用

(3) トレーラ部門……イナバ自動車学校の車両を使用

(4) 女性部門……2t車の場合、参加事業所から持ち込まれた車両を使用。その他については、イナバ自動車学校の車両を使用

②日常点検

車両の安全を確保するため日常点検について、指定する点検項目、点検動作について審査する。
競技時間は、全部門2分です。

(3) 競技の配点及び順位決定方法

①配点 1,000点満点

ア. 学科競技…法規 200点、構造機能 100点、運転常識 100点

イ. 実科競技…運転技能・点検 600点

イ. 順位決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

①過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故・無違反の者とする。

②運転技能の得点の高い者とする。

③すべてが同点の場合には、高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

8. 表彰

最優秀者 中国運輸局鳥取運輸支局長賞

各部門第1位の者 鳥取県トラック協会会長表彰

9. 全国大会出場

各部門第1位の者は、所属事業所と協議の上、全国大会に推薦する。ただし、女性部門を除き、全部門を通じて同一事業者からの出場は、1名限りとなる。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、全国大会実施可否について検討を行う予定です。

実施可否判断の時期は、全ト協の他の行事等の判断とも関わるため時期未定の状況です。

FAX: 0857-27-7051
令和2年度

別紙2

申 込 書

事業所名 担当者名

(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	住 所	出 場 種 目				運転競技 車両の 持込み (女性のみ)
		4トン 部門	11トン 部門	トレーラ 部門	女性 部門	
						有・無
						有・無
						有・無

出場種目・運転競技車両の持込みの該当箇所に○印を付けて下さい。

但し、4トン・11トン・トレーラ部門の運転競技車両は、イナバ自動車学校の車両を使用するので、車両持込みは無しです。

※事業所名・氏名は、表彰状作成等に必要なら重要な重要事項となりますので、略さず間違いなく記入して下さい。

※参加申込期日：令和2年5月22日（金）

協会通知

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内 (令和2年度)

公益社団法人トラック協会
都道府県トラック協会

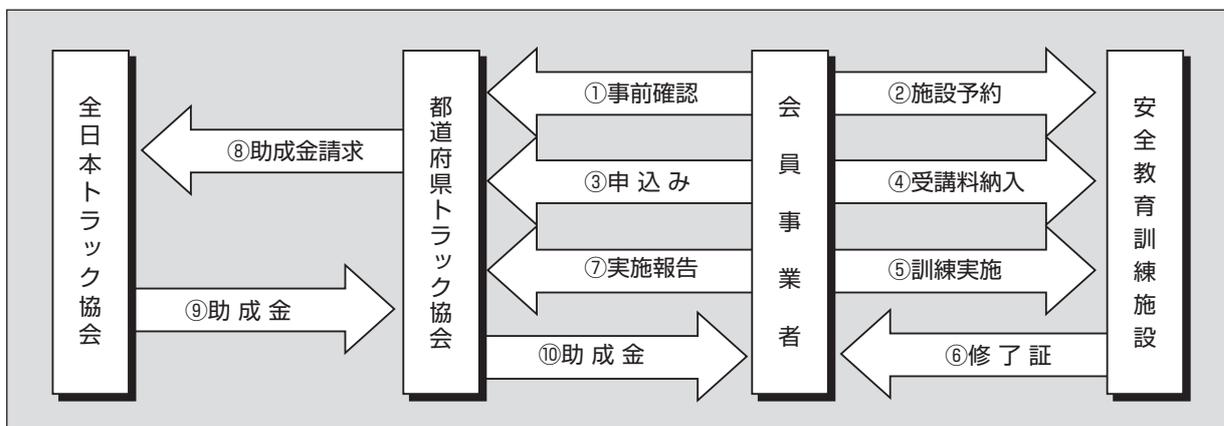
●ドライバー等安全教育訓練助成制度とは？

大型トラックの事故が頻発するなか、ドライバーの安全意識の高揚や安全運転技術の向上が課題となっており、業界を挙げた従業者教育の充実強化への取組みが要請されています。

特に中小事業者においては、安全教育訓練に要する時間やコストの負担は大きいものと考えられます。

本制度は都道府県トラック協会の会員事業者が、全ト協の指定する総合的な安全教育訓練施設に、ドライバー等を派遣し訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものです。

●本制度の基本的なしくみ



●本制度の概要

助成対象となる研修施設は次のとおりです。

●本制度の基本的なしくみ

※一部のトラック協会で、対象研修施設の限定措置を行っている場合があります。

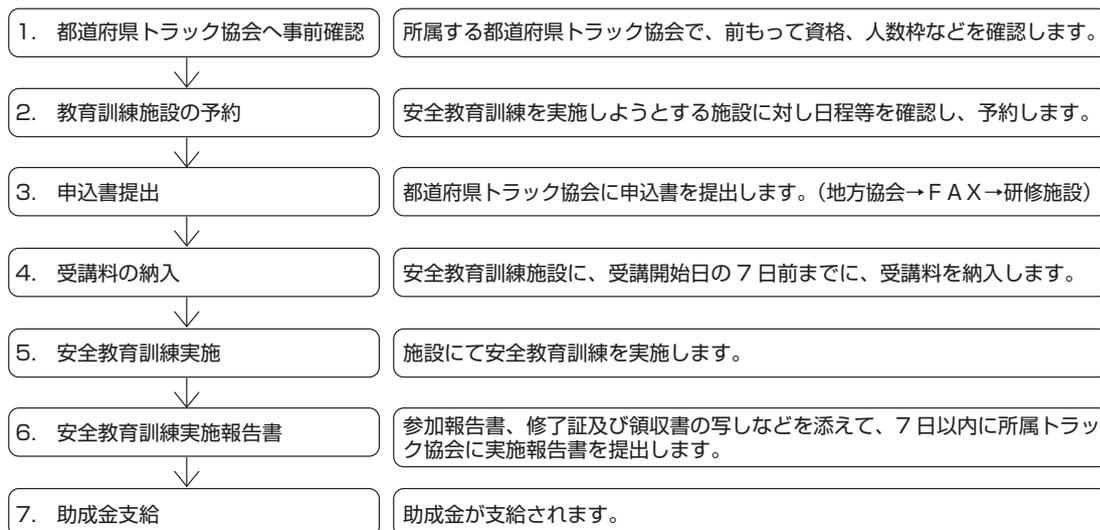
施設区分	No.	所在地	研修施設	連絡先
特定研修施設	(1)	愛知県	一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話 0561-36-1010 FAX 0561-36-1210
	(2)	埼玉県	一般社団法人 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 FAX 048-584-0090
指定研修施設 (研修所)	(3)	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 FAX 029-265-9552
	(4)	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 FAX 0749-45-3877
指定研修施設 (教習所)	(5)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場 ②西地区会場	①東地区会場 北海道釧路市芦野5-12-1 電話 0154-37-1196 FAX 0154-37-1178
				②西地区会場 苫小牧市拓勇東町8-6-68 電話 0144-57-8410 FAX 0144-57-8410

指定研修施設 (教習所)	(6)	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 電話 0172-28-2727 FAX 0172-28-3382
	(7)	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場 ②西地区会場	①石巻中部自動車学校 宮城県石巻市門脇字浦屋敷124番1号 電話 0225-94-1285 FAX 0225-94-1288 ②富谷自動車学校 宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11番3号 電話 022-358-8787 FAX 022-358-8777
	(8)	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所	①前橋自動車教習所 群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 電話 027-233-1155 FAX 027-233-2004 ②かぶら自動車教習所 群馬県藤岡市立石1563 電話 0274-42-0462 FAX 0274-42-8280
	(9)	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉	千葉県旭市鎌数5146 電話 0479-64-0100 FAX 0479-64-0102
	(10)	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 電話 0465-36-1215 FAX 0465-37-4603
	(11)	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7丁目29-1 電話 0572-27-2356 FAX 0572-27-2967
	(12)	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108番地 電話 079-274-1839 FAX 079-274-2729
	(13)	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 電話 082-854-4000 FAX 082-854-9466
	(14)	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原	愛媛県松山市空港通4丁目8-12 電話 089-972-1010 FAX 089-972-1039
	(15)	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427
	(16)	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 電話 0986-38-1001 FAX 0986-38-0908

※鳥ト協において、特別研修に行く交通費の一部を助成します（最高3万円）

なお、一般研修の交通費助成はありません。詳細は、鳥ト協へお問合せください。

●手続きの流れ



★お問い合わせ先

制度の内容などについては各都道府県トラック協会、また、各施設もしくはカリキュラムの内容などについては各施設に、それぞれお問い合わせをしてください。

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助 成額 (7/10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修 センター	初任ドライバー 研修 (4日間)	001	4月14日(火)～4月17日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				002		93,490	93,490	65,490		大型
				003		80,290	80,290	56,290		中型
				004		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				005	5月19日(火)～5月22日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				006		93,490	93,490	65,490		大型
				007		80,290	80,290	56,290		中型
				008		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				009	6月9日(火)～6月12日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				010		93,490	93,490	65,490		大型
				011		80,290	80,290	56,290		中型
				012		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				013	8月25日(火)～8月28日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				014		93,490	93,490	65,490		大型
				015		80,290	80,290	56,290		中型
				016		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				017	9月8日(火)～9月11日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				018		93,490	93,490	65,490		大型
				019		80,290	80,290	56,290		中型
				020		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				021	10月13日(火)～10月16日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				022		93,490	93,490	65,490		大型
				023		80,290	80,290	56,290		中型
				024		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				025	11月17日(火)～11月20日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				026		93,490	93,490	65,490		大型
				027		80,290	80,290	56,290		中型
				028		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				029	12月15日(火)～12月18日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				030		93,490	93,490	65,490		大型
				031		80,290	80,290	56,290		中型
				032		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				033	1月12日(火)～1月15日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				034		93,490	93,490	65,490		大型
				035		80,290	80,290	56,290		中型
				036		80,290	80,290	56,290		準中型※4
				037	3月9日(火)～3月12日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレーラ
				038		93,490	93,490	65,490		大型
				039		80,290	80,290	56,290		中型
				040		80,290	80,290	56,290		準中型※4
			041	4月14日(火)～4月16日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ	
			042		64,050	64,050	44,850		大型	
			043		54,150	54,150	37,950		中型	
			044		54,150	54,150	37,950		準中型※4	
			045	5月19日(火)～5月21日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ	
			046		64,050	64,050	44,850		大型	
			047		54,150	54,150	37,950		中型	
			048		54,150	54,150	37,950		準中型※4	
			添乗指導者養成 研修 (3日間)							

特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	添乗指導者養成研修 (3日間)	049	6月9日(火)～6月11日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				050		64,050	64,050	44,850		大型
				051		54,150	54,150	37,950		中型
				052		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
				053	8月25日(火)～8月27日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				054		64,050	64,050	44,850		大型
				055		54,150	54,150	37,950		中型
				056		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
				057	9月8日(火)～9月10日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				058		64,050	64,050	44,850		大型
				059		54,150	54,150	37,950		中型
				060		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
				061	10月13日(火)～10月15日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				062		64,050	64,050	44,850		大型
				063		54,150	54,150	37,950		中型
				064		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
	愛知県	中部トラック総合研修センター	添乗指導者養成研修 (3日間)	065	11月17日(火)～11月19日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				066		64,050	64,050	44,850		大型
				067		54,150	54,150	37,950		中型
				068		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
				069	12月15日(火)～12月17日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				070		64,050	64,050	44,850		大型
				071		54,150	54,150	37,950		中型
				072		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
				073	1月12日(火)～1月14日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				074		64,050	64,050	44,850		大型
				075		54,150	54,150	37,950		中型
				076		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
				077	3月9日(火)～3月11日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレーラ
				078		64,050	64,050	44,850		大型
				079		54,150	54,150	37,950		中型
				080		54,150	54,150	37,950		準中型 ※ 4
			ドライバー基本研修 (3日間)	081	4月14日(火)～4月16日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				082	5月19日(火)～5月21日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				083	6月9日(火)～6月11日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				084	8月25日(火)～8月27日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				085	9月8日(火)～9月10日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				086	10月13日(火)～10月15日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				087	11月17日(火)～11月19日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				088	12月15日(火)～12月17日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				089	1月12日(火)～1月14日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
				090	3月9日(火)～3月11日(木)	59,650	59,650	41,850	24	
埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	ドライバー研修 (3日間)	091	6月12日(金)～6月14日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
			092	7月17日(金)～7月19日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
			093	8月28日(金)～8月30日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
			094	9月25日(金)～9月27日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
			095	10月30日(金)～11月1日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
			096	11月20日(金)～11月22日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
			097	2月5日(金)～2月7日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※ 6	
茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	101	5月18日(月)～5月20日(水)	※ 8 88,250	※ 8 88,250	61,850	30	大型	
			102	5月27日(水)～5月29日(金)	※ 8 69,750	※ 8 69,750	48,850	30	準中型 ※ 9	
			103	6月3日(水)～6月5日(金)	※ 8 88,250	※ 8 88,250	61,850	30	大型	
指定研修施設 (研修所)										

指定研修施設(研修所)	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	104	8月3日(月)~8月5日(水)	※8 69,750	※8 69,750	48,850	30	準中型 ※9
				105	8月26日(水)~8月28日(金)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型
				106	2月1日(月)~2月3日(水)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型
				107	2月19日(金)~2月21日(日)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	中型 ※9
				108	2月24日(水)~2月26日(金)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	109	7月24日(金)~7月26日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
				110	1月7日(木)~1月9日(土)	83,820	83,820	58,720	20	
			安全運転管理者 研修 (3日間)	112	8月7日(金)~8月9日(日)	88,220	88,220	61,820	20	
				113	12月17日(木)~12月19日(土)	88,220	88,220	61,820	20	
				114	1月21日(木)~1月23日(土)	88,220	88,220	61,820	20	
	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	115	5月15日(金)~5月17日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※12
				116	9月11日(金)~9月13日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※12
				117	10月17日(土)~10月19日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区※12
			添乗・指導管理者 研修(3日間)	118	7月10日(金)~7月12日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※12
				119	10月24日(土)~10月26日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区※12
青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	120	5月10日(日)~5月12日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
			121	5月31日(日)~6月2日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
			122	6月28日(日)~6月30日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
			123	1月17日(日)~1月19日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	124	6月6日(土)~6月8日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区※13	
			125	6月20日(土)~6月22日(月)	66,000	66,000	46,200	20	東地区※13	
			126	7月4日(土)~7月6日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区※13	
			127	10月24日(土)~10月26日(月)	66,000	66,000	46,200	20	東地区※13	
群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	128	4月11日(土)~4月13日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			129	5月16日(土)~5月18日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			130	6月27日(土)~6月29日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			131	7月18日(土)~7月20日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			132	10月3日(土)~10月5日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			133	11月7日(土)~11月9日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
		(運行・安全運転 添乗)管理者 研修(3日間)	134	5月23日(土)~5月25日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			135	7月11日(土)~7月13日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			136	11月14日(土)~11月16日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車 教習所	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	137	5月16日(土)~5月18日(月)	72,270	72,270	50,670	20		
			138	6月22日(月)~6月24日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			139	7月20日(月)~7月22日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			140	10月3日(土)~10月5日(月)	72,270	72,270	50,670	20		
			141	11月16日(月)~11月18日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
		安全運転管理者研修(3日間)	142	9月7日(月)~9月9日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任 運転者研修 (3日間)	143	4月26日(日)~4月28日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
			144	6月21日(日)~6月23日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
			145	9月20日(日)~9月22日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
			146	11月1日(日)~11月3日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	ドライバー 安全研修 (3日間)	147	4月18日(土)~4月20日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~大型 ※14	
			148	5月16日(土)~5月18日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~大型 ※14	
			149	6月13日(土)~6月15日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~大型 ※14	
			150	7月11日(土)~7月13日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~大型 ※14	
兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	151	5月12日(火)~5月14日(木)	72,860	72,860	51,060	20		
			152	5月26日(火)~5月28日(木)	72,860	72,860	51,060	20		
			153	10月20日(火)~10月22日(木)	72,860	72,860	51,060	20		

指定研修施設 (教習所)	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	154	5月16日(土)～5月18日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～大型 ※15
				155	6月13日(土)～6月15日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～大型 ※15
				156	10月10日(土)～10月12日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～大型 ※15
				157	11月14日(土)～11月16日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～大型 ※15
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 石原	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	158	6月26日(金)～6月28日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				159	10月2日(金)～10月4日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				160	11月13日(金)～11月15日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
	福岡県	総合交通 教育センター ドライビングア カデミー ONGA	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	161	4月11日(土)～4月13日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				162	4月25日(土)～4月27日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				163	6月6日(土)～6月8日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				164	6月27日(土)～6月29日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				165	8月29日(土)～8月31日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				166	9月19日(土)～9月21日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				167	11月21日(土)～11月23日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				添乗・指導 管理者研修 (3日間)	168	5月16日(土)～5月18日(月)	67,000	67,000	46,900	20
			169		7月18日(土)～7月20日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
			宮崎県	教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー 研修(3日間)	171	5月9日(土)～5月11日(月)	67,000	67,000	46,900
172	11月14日(土)～11月16日(月)	67,000				67,000	46,900	20		

(全体の注意事項について)

- ※ 1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※ 2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※ 3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※ 4. 中部トラック総合研修センターの「準中型」は5 t 限定準中型免許不可です。
- ※ 5. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※ 6. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT 限定免許不可です。
- ※ 7. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※ 8. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、所定の食事代(4,250 円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、所定の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
(例)研修コード101の研修を受講する場合：安全運転中央研修所に84,000円を納入し、差額の4,250円を現地食事代として使用してください。
- ※ 9. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8 t 限定免許不可、「準中型」は準中型5 t 限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型はMT車を使用)
- ※ 10. 自動車安全運転センターは後泊不可です。
- ※ 11. 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※ 12. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※ 13. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※ 14. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t 限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※ 15. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	備考
特定 施設 研修	愛知県	中部トラック総合研修センター	ドライバーステップアップ研修(中型車使用)	1001	
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	新人乗務員研修 事故防止乗務員研修	1002 1003	
指定 (研修施設)	茨城県	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1004	※1
			貨物自動車運転者課程(中型車使用)	1005	※2
貨物自動車運転者課程(大型車使用)			1006	※3	
	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1007	
指定 研修施設 (教習所)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道	一般・初任ドライバー研修	1008	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	一般・初任運転者研修	1009	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城	一般・初任ドライバー研修	1010	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま	一般ドライバー研修	1011	
			初任ドライバー研修	1012	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉	一般・初任ドライバー研修	1013	
			安全運転管理者研修	1014	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	一般・初任運転者研修	1015	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	貨物ドライバー習熟研修	1016	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	一般・初任運転者	1017	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	一般・初任ドライバー研修	1018	
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原	一般・初任ドライバー研修	1019	
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1020	
添乗(同乗)指導者研修			1021		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1022		

※1. この研修は、準中型車のMT車を使用します。(5t限定準中型免許不可)

※2. この研修は、4トン・6トン車を使用します。(8t限定中型免許不可)

※3. この研修は、11トン車を使用します。(要大型免許)

●この一覧表にある研修は、全て2日間研修です。(1泊2日)

●研修日程・受講料等詳細については、各研修施設にお問い合わせ下さい。

●全ト協助成額については、研修受講料にかかわらず1講座10,000円とします。

●中部トラック総合研修センターは送迎、前泊、後泊不可。

●埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可。

●自動車安全運転センター安全中央研修所は後泊不可。

●指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。

●都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。

●研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

協会通知

「新型コロナウイルス」に係るアンケート結果(概要)について

(一社)鳥取県トラック協会
会長 川上 和人

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う運送業務への影響については、去る3月6日付け会長名による「新型コロナウイルス」の影響のアンケートへのご協力についてで会員事業者皆様をお願いしているところです。

現時点(3月23日現在)の皆様からの回答を取りまとめましたので参考にしてください。

なお、多くの皆様から「マスク」配布のご要望があり、当協会として全ト協を通じて「12,000枚」の購入依頼をしておりますが、ご承知のとおり、国の方針により、医療機関等に優先的に配分されていることから、現時点では入荷の時期等が未定です。配布され次第、十分に皆様に行き渡るだけの枚数には至りませんが配布を予定しておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

ウイルスの感染の影響は、現在も日本国内のみならず、全世界で感染が拡大している状況にあり、今後ますます物流への影響も深刻化する懸念があります。

今後、さらに事業者の皆様への影響がありましたら、様式等は問いませんので、ご報告していただくようお願いいたします。

※マスク配布時点で感染終息の状況にある場合は、今後の対応も考慮した上で、一端、協会では備蓄することも考えております。

コロナウイルスに対する影響 集約表		社
対策	消毒用アルコール設置	15
	マスク着用	15
	検温実施	7
	手洗い	10
	うがい	3
	注意勧告	4
支障	荷主よりマスク着用指示	18
	荷主よりアルコール消毒指示	3
	荷主より検温指示	8
	物量の減少	3
	商談の延期・中止	1
	減車の予想	2
	売上減少	2
	車内の消毒洗浄	2
	現時点での支障はない	18
要望	マスクの配付	20
	アルコール消毒液の配付	11
	額で計る体温計の配付	1
	新薬、ワクチンの開発	1
	防疫セミナー等の開催希望	1

回答 49社
令和2年3月23日現在

協会通知

融雪出水期における防災態勢の強化について

全ト協発第 653 号（環）
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂本 克己

貴協会におかれましては、先般の「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」（令和元年 12 月 10 日付け全ト協発第 491 号（環））の趣旨を踏まえ、大雪に対する安全確保に取り組んでいただいているところですが、今後、融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等から、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、別添のとおり「融雪出水期における防災態勢の強化について」（令和 2 年 3 月 10 日付け中防災第 8 号）による通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成 31 年 1 月発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）についても、同様に周知徹底方をお願い申し上げます。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03 - 3354 - 1045 FAX：03 - 3354 - 1019

別 添

融雪出水期における防災態勢の強化について

中防災第 8 号
令和 2 年 3 月 10 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

中央防災会議会長
（内閣総理大臣）
安 倍 晋 三

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和元年 11 月 26 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところである。今冬は、現在までのところ、全国的に積雪が少ないところではあるが、引き続き、警戒体制を確保し、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成 31 年 1 月発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いする。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

平成 29 年、栃木県那須町の山岳域において、3 月としては稀な短期間の大雪により表層雪崩が発生し、登山講習会参加中の高校生等が雪崩に巻き込まれ 8 名の方が亡くなる等、甚大な人的被害が発生した。これも教訓とし、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS 等）等により提供された情報を活用すること。住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情や要配慮者に対する配慮の必要性を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティ FM、Lアラート（災害情報共有システム）、字幕・手話放送、多言語での情報発信等の多様な情報伝達手段を組み合わせて住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 61 条の 2 の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができると及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上

陸災通知

陸災防鳥取県支部長表彰 候補事業者の推薦について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鳥取県支部

本年7月に開催される、鳥取県産業安全衛生大会において行われます陸災防鳥取県支部長表彰の候補事業者を下記により推薦していただきますようお願いいたします。

記

1. 推薦手続き

各地区協議会長経由、陸災防鳥取県支部長あて

2. 表彰基準

- イ. 本表彰の未受賞事業者
- ロ. 近年、労働災害(休業4日以上、死亡災害)がないこと
- ハ. 安全衛生管理組織(下記注1参照)が整備されて有効に運営され、かつ、労使が協力して安全衛生活動を積極的に進めていること

3. 被表彰者数

東・中部地区各1事業所、西部地区2事業所

割当数を超えた場合、支部で選考し推薦いたします事を、ご了承ください。

4. 推薦期限

令和2年5月22日(金)(締切厳守)にてお願いします。

5. 表彰日

「令和2年度鳥取県産業安全衛生大会」

日時 令和2年7月2日(木)午後1時15分開会(午後4時30分終了予定)

場所 倉吉未来中心 大ホール (倉吉市駄経寺212-5)

(注1)安全衛生管理組織については、下記のことに留意すること。

- i 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全委員会及び衛生委員会又は安全衛生委員会を設置し、かつ、安全管理者及び衛生管理者を選任していること
- ii 常時100人以上の労働者を使用する事業場においては、上記のほか、総括安全衛生管理者を選任していること
- iii 10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生推進者を選任していること
- iv 各事業場に、当該作業に必要な作業主任者及び作業指揮者を置いていること

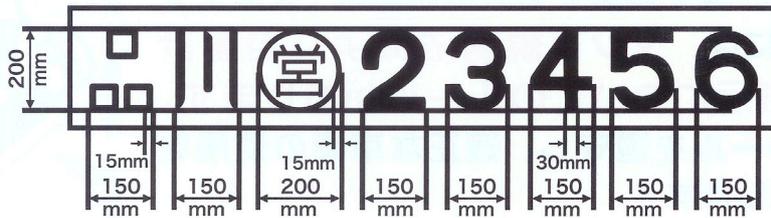
以 上

土砂等を運搬する大型自動車を使用される皆様へ!

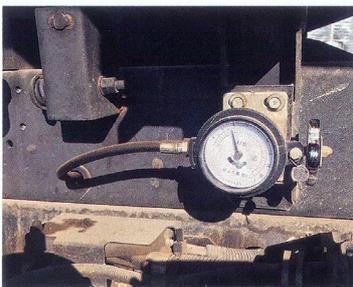


①適切な車体表示(ゼッケン)が必要です!

土砂等を運搬する大型自動車の使用者は、届出の際に指定された表示番号を荷台の両側面及び後面に見やすいように表示しなければなりません。(※土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(通称:ダンプ規制法)第4条、同法施行規則第6条)



②自重計の定期的な点検の実施が必要です!



土砂等を運搬する大型自動車を使用する者は、経済産業省令・国土交通省令で定める技術基準に適合する積載重量の自重計を、使用する車両に取り付けなければなりません。(※ダンプ規制法第6条)
また自重計は、技術基準に適合すると認められた日から**1年ごとに計量法上の修理事業者等の行う点検を受ける必要があります。**

有効期限	平成32年1月1日まで	
自重計技術基準適合証		
使用者の氏名又は名称	品川 23456	
使用者の住所	品川 23456	
修理事業者等の氏名又は名称	品川 23456	
修理事業者等の住所	品川 23456	
次の大型自動車に取り付けられた自重計が、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」の技術基準に適合していることを証明する。		
点検等の年月日	平成31年1月12日	
点検等を行った者の氏名	品川 23456	
自動車登録番号(又は車台番号)	表示番号	自重計の製造事業者名及び型式



毎日の点検点呼がバロメーター 心を締めて安全走行

陸災防「令和元年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品

○「令和2年度 安全衛生標語」募集中です！応募方法は当誌7ページまたは[こちら](#)をご覧ください。



令和2年3月 No.609

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600円)

災害事例
と
その対策

トラック等の停車は安全確認を確実に!!

トラック、フォークリフトなどの荷役運搬機械は業種、事業規模を問わず、多くの作業現場で使用されておりますが、基本的な安全確認を忘れたことによって、死亡などの重篤な労働災害を発生させる場合があります。

- 1 事業の種類：道路貨物運送事業業
(従業員数 50 人未満)
- 2 発生日時：10 月 午前 11 時頃
- 3 発生場所：市道上
- 4 被災者：貨物自動車運転者 51 歳 男性
- 5 傷病の程度：死亡
- 6 災害発生状況
 - (1) 被災者は単独で建設現場へ資材を運搬するために貨物自動車(種類：平ボデー、最大積載量：2t、車両総重量：約 4.5t)を運転して走行していました。
 - (2) 配送先の建設現場の場所を確認するため(推定)、当該自動車を傾斜が緩やかな行き止まりの市道に立ち入って停車させ降車しました。
 - (3) 降車して間もなく、当該自動車が動き出したため、被災者は自動車を止めようと自動車の前面に立ち入り、当該自動車と高さ約 70 cm の車止めに挟まれ死亡しました。
- 7 推定される災害の原因と問題点
 - (1) 貨物自動車の停車にあたり、車両の停止状態を保持するためのサイドブレーキが掛けられていたが、十分な制動力が得られていませんでした。
 - (2) 貨物自動車を停車するに際し、運搬先の場所を確認するための「ほんの少しだけ」という思いから、緩やかな傾斜地であるなどの周囲の状況を把握しないまま降車したものと考えられます。
 - (3) 貨物自動車の走行中に停車させることは普段から行われていた行為であることから、「慣れ」により過信が生じ油断していたことが考えられます。
 - (4) 降車して間もなく、貨物自動車が動き出したため、咄嗟に車両前部に立ち入り停止させようとしたものと考えられます。過去

の災害事例にも同様の労働災害がみられ、貨物自動車の逸走時における運転者の行動心理が大きく影響しているのではないのでしょうか。

8 再発防止対策

- (1) 貨物自動車を停車させる場合は、なるべく平坦な場所を選定し確実にサイドブレーキを掛けて、十分な制動力により車両の停止状態を保持させることが不可欠であり、サイドブレーキを掛けた後は、必ず指差呼称などにより制動力の有無を確認することが重要です。
- (2) また、運転席から離れる場合は、停車時間の長短、地形の状態等にかかわらず、輪止めを用いることも必要です。
- (3) さらに、エンジンを止め、ローギアに入れておくことも有効な逸走防止の対策になります。
- (4) 貨物自動車運転者などの単独作業を行う労働者に対しては、作業慣れによる基本動作の欠如など潜在的な災害要因を出来る限り排除するために、定期的・継続的な安全教育を実施して、日々の安全意識を高揚させることが必要なことと考えられます。
- (5) 社内で規定された各種の作業標準、作業手順は、直近の災害事例などにより、その都度、若しくは一定期間ごとに、内容の見直しを図り関係する労働者に周知することが同種災害の再発防止に効果的な方法と考えられます。そして、一定の技能を有した熟練者等による実践的な荷役運搬作業への現場指導により、普段の状況を把握・確認し、確実な基本動作の励行を継続させることが、地道なことではありますが、労働災害の未然防止に繋がっていくのではないのでしょうか。



業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年2月7日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月 [速報値]		平成31年1月 [速報値]		対31年比較		令和2年1月 [速報値]		平成31年1月 [速報値]		対31年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	38	100.0	35	100.0	3	8.6	3,524	100.0	3,547	100.0	-23	-0.6
製造業	7	18.4	8	22.9	-1	-12.5	813	23.1	814	22.9	-1	-0.1
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	-	7	0.2	7	0.2	0	0.0
建設業	14	36.8	11	31.4	3	27.3	438	12.4	483	13.6	-45	-9.3
交通運輸業	1	2.6	0	0.0	1	-	98	2.8	126	3.6	-28	-22.2
陸上貨物運送事業	2	5.3	5	14.3	-3	-60.0	541	15.4	462	13.0	79	17.1
港湾荷役業	0	0.0	3	8.6	-3	-100.0	14	0.4	22	0.6	-8	-36.4
林業	3	7.9	0	0.0	3	-	55	1.6	69	1.9	-14	-20.3
農業・畜産・水産業	0	0.0	2	5.7	-2	-100.0	83	2.4	80	2.3	3	3.8
第三次産業	11	28.9	6	17.1	5	83.3	1,475	41.9	1,484	41.8	-9	-0.6

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月）

令和2年2月7日現在

業種	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	38	12	1	4	3	4	7	6	0	1
製造業	7	4	0	1	0	0	1	0	0	1
建設業	14	5	0	2	1	1	1	4	0	0
交通運輸業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
その他	14	3	1	1	0	3	4	2	0	0
陸上貨物運送事業	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
同上対前年増減	-3	0	0	-1	2	0	0	-4	0	0

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月）

令和2年2月7日現在

業種	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	541	165	127	43	16	15	23	50	23	3	63	13
同上対前年増減	79	15	32	7	-6	6	0	11	3	3	1	7

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

【厚生労働省からの熱中症対策についてのお知らせ】

職場における熱中症予防に資する 多言語リーフレットを作成しました

厚生労働省は、委託事業により、職場における熱中症予防に資する多言語リーフレット（日本語、英語、インドネシア語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、クメール語、中国語（簡体字））を作成しました。

後日厚生労働省のホームページ上にアップロードする予定ですので、ご活用いただきますようお願いいたします。

交通事故発生状況

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（2月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年2月末	509	33	2
平成31年2月末	475	43	3
増減数	34	-10	-1
増減率	7.2%	-23.3%	-33.3%

2 交通事故発生状況（2月中）

○発生件数	78件	前年対比	38件	(95.0%)
○死者数	1人	前年対比	0人	(0.0%)
○負傷者数	99人	前年対比	52人	(110.6%)

3 死亡事故の状況（2月末）（2件 2人）

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	0	0	2	0	0	0	2
平成31年	2	0	1	0	0	0	3

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	0	1	1	2
平成31年	1	1	1	3

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	0	1	1	2
平成31年	0	0	0	3	3

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	0	0	2	0	0	2
平成31年	1	0	2	0	0	3

(5) 時間帯別発生件数 昼間 2件 夜間 0件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和2年	0	0	2	0	2
平成31年	0	1	0	2	3

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	0	1	1	2
平成31年	0	0	0	3	3

(7) 高齢死者の内訳 本年 1人 前年 3人

ア 昼夜別

	昼	夜	計
令和2年	1		1
平成31年	1	2	3

イ 状態別

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年			1		1
平成31年	1		2		3

全日本トラック協会会長表彰、正しい運転・明るい輸送運動の表彰贈呈

さる3月5日に開催されました、全日本トラック協会第184回理事会にて標記の表彰の贈呈が承認され、賞状と記念品が授与されました。

受賞者の皆様に心からお祝い申し上げます。

(敬称略)

「全日本トラック協会表彰規程」による表彰

(1) 運送事業役員感謝状

(有)鳥飼運輸	鳥 飼 壽 和 氏(鳥取市)
(有)小椋運送	小 椋 秀 治 氏(東伯郡)
佐藤実業(有)	佐 藤 顯 氏(境港市)

(2) 運送事業従業員表彰状

日本通運(株)鳥取支店	谷 岡 義 博 氏(鳥取市)
トランスポート鳥取(株)	福 井 実 氏(鳥取市)
トランスポート鳥取(株)	小 坂 節 雄 氏(鳥取市)
日本通運(株)倉吉支店	山 田 憲 仁 氏(倉吉市)
(株)小鴨	高 橋 哲 郎 氏(倉吉市)
山陰福山通運(株)倉吉営業所	安 本 洋 一 氏(東伯郡)
日ノ丸西濃運輸(株)米子支店	平 野 宣 隆 氏(米子市)
佐川急便(株)米子営業所	天 野 明 氏(米子市)

「正しい運転・明るい輸送運動」の表彰

(1) 事業場の部

用瀬運送(有)	(鳥取市)
---------	-------

(2) 従業員の部

(株)北和	横 山 勝 彦 氏(東伯郡)
三光エナジーサービス(株)	松 本 竜 氏(境港市)

鳥ト協令和元年度第8回理事会開催状況

3月24日(火)鳥ト協令和元年度第8回理事会が、倉吉市内の倉吉シティホテルで開催されました。会議では、川上和人会長(有)川上運輸社長)から挨拶があったのち、川上会長を議長に選出し、議事に入りました。来年度の収支予算(案)等について熱心に審議され、承認されました。以下審議事項として議案10件、報告事項9件について熱心に審議され、それぞれ原案通り承認されました。

(審議事項)

鳥ト協

- 第1号議案 令和2年度事業計画及び収支予算(案)について
一般会計専門委員会活動費配分(案)について
令和2年度運輸助成金事業の車両購入補助
及び安全機器等の助成上限の設定について
- 第2号議案 令和2年度第44回鳥ト協近代化金融融資の残高枠の設定について
- 第3号議案 近代化基金の運用(案)について
- 第4号議案 鳥ト協助成金交付要綱の一部改正(案)について
- 第5号議案 脳検診受診促進助成交付要綱(案)の制定について
- 第6号議案 鳥ト協「令和2年度第1回理事会」の開催予定について
- 第7号議案 鳥ト協定款24条に基づく業務報告について(1~2月)

陸災防

- 第1号議案 令和2年度陸災防事業計画・収支予算(案)について

物流問題政策研究会

- 第1号議案 令和2年度事業計画及び収支予算(案)について

政治連盟

- 第1号議案 令和元年収支決算及び令和2年収支予算(案)について

(報告事項)

1. 中国運輸局長表彰候補の推薦について
2. 「新型コロナウイルス」に係る緊急物資輸送の状況について
3. 「新型コロナウイルス」に向けた要望取組みについて
4. 人材確保に向けた関係機関との意見交換について
5. 「エシカル消費」の推進について(依頼)
6. 日本海政経懇話会への参加方針について
7. 若手ドライバー確保に向けた広報取組
8. 令和2年度の当面の主な行事日程について
9. 災害時の緊急・援助輸送に関する出動可能事業者、車両一覧



挨拶をする 鳥ト協 川上会長



熱心に審議する理事の皆さん



「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴う 運送業界への影響に対する支援要望取組について

鳥取県トラック協会（会長 川上和人）は、去る3月6日（金）付けで、「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴う影響について、全会員事業者へのアンケート調査を実施した。

この結果、

- ◎ ドライバーに対する関係先からの「マスク着用及び作業時の消毒の徹底」の強い依頼
- ◎ ドライバーの自宅待機の措置
- ◎ 自社、関係先における検温実施等による荷役作業の時間延長

等、運行への支障が増していることを踏まえ、特に品不足となっている「マスク」「消毒液」の優先的な配布、中小業者が多い県内運送事業者への経済支援等について、川上会長等県役員が下記のとおり要望を行った。

- ◎ 3月26日～赤澤亮正・衆議院議員（秘書 堀博之）、舞立昇治・参議院議員（秘書 秋田和子）
※ 川上会長、専務理事、米子事務所長にて実施
- ◎ 3月31日～石破 茂・衆議院議員（事務局長 三木教立）、青木一彦・参議院議員（秘書 前田修）、
自民党鳥取県支部連合会（事務局長 徳村純一郎）、公明党鳥取県本部（県議会議員 銀杏泰利）
※ 涌本副会長、専務理事
※ なお、今後、県にも要望を予定している。

＝ 3月26日



赤澤亮正衆議院議員 秘書 堀 博之氏 (中央)



舞立昇治参議院議員 秘書 秋田和子氏 (中央)

＝ 3月31日



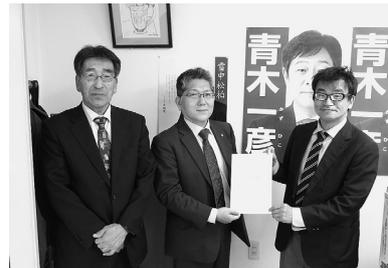
石破茂鳥取事務所 事務局長 三木教立氏 (右)



自民党鳥取県支部連合会 徳村純一郎氏 (左)



公明党鳥取県本部事務所
鳥取県議会議員 銀杏泰利氏 (右から2番目)



青木一彦参議院議員 秘書 前田 修氏 (右)

新型コロナウイルス対策用マスクを緊急輸送 —4tトラック5台出動—

鳥取県トラック協会は、鳥取県と締結した「緊急輸送協定」の国内を含めた世界各国で感染の広がりをみせている新型コロナウイルスへの感染予防対策の徹底のため、件からの要望を受け、手袋や保護面などを、鳥取・倉吉・米子保健所に送る緊急輸送を行ないました。

協定に基づいた出動状況は、下記の通り。

3月5日(木) (有)大塚運送(鳥取保健所)
(有)大幸運送(鳥取保健所)

3月6日(金) 岡山県貨物運送(株)倉吉営業所(倉吉保健所)
(株)八幡運輸(米子保健所)
(有)日野運送(米子保健所)

緊急輸送物品

	鳥取保健所	倉吉保健所	米子保健所
N 95 マスク	5,500 枚	2,700 枚	5,500 枚
手袋	260,000 枚	130,000 枚	260,000 枚
ガウン	6,500 枚	3,300 枚	6,500 枚
帽子	6,000 枚	3,000 枚	6,000 枚
保護面	7,000 個	3,500 個	7,000 個

— 3月5日(木) —



— 3月6日(金) —



新着 無料貸出 DVD のご紹介 (交通安全教育用 DVD)

○交通安全教育DVD ドキュメント 油断が死を招く！交通事故の恐怖

多発する交通事故。ある都市に24時間態勢で実際に発生した事故現場をカメラに収録し、その原因を追った。交通事故のドキュメント映像をもとに「発生状況」とその原因を検証。さらにどうすれば事故が回避できるか、事故事例を大きく5つの項目に分け、各項目の末尾に「事故防止のポイント」をCG等で分かりやすく解説されている。

【収録内容】

■追突事故

- ・車両3台の玉突き事故
- ・車両5台の多重衝突事故

■交差点事故

- ・車両4台と多重衝突事故
- ・右折車と自転車の衝突事故
- ・右折車の人身事故
- ・四輪車と二輪車の右直事故

■疲労運転

- ・疲労運転による路外逸脱・横転事故

■飲酒運転事故

- ・停車中の乗用車に衝突
- ・電柱に衝突

■出会い頭の事故

- ・一時停止の無視
- ・一時停止標識の見落とし
- ・「だろー運転」の落とし穴

■スピードの出し過ぎによる車両単独事故

- ・スピードの出し過ぎによる右折事故
- ・スピードの出し過ぎによるカーブ事故



計 14 場面を収録！

交通安全衛生教育 DVD 等の貸出を希望される事業者は、当協会事務所で無料貸出できますのでお問い合わせください。また、当協会ホームページに貸出ビデオ一覧を掲載しております。

※貸出期間 1 週間

※お問い合わせ先 (一社)鳥取県トラック協会 電話 0857-22-2694

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年2月)

令和2年3月5日
(公社) 全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年2月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年2月の運賃指数の概要	
1.	令和2年2月の運賃指数は、前月比4ポイント減、前年同月比5ポイント減の122であった。
2.	2月末現在の求車登録件数は87,938と前年同月比53,115減(37.7%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

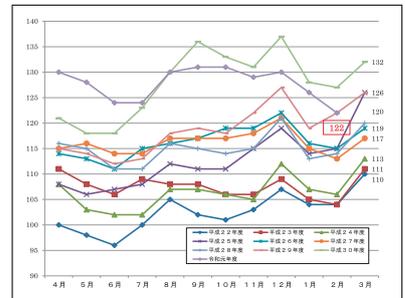
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,441	5,259	5,717
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	273,182	277,064	260,880

※令和元年度は2月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

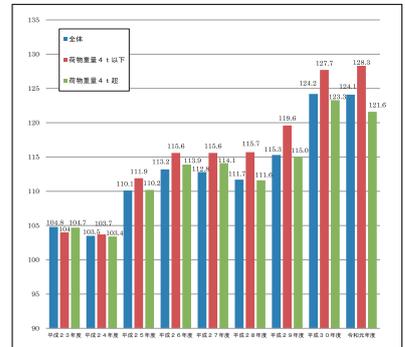
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,317,803

荷物情報(求車)	令和2年2月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	87,938	-53,115	-37.7%	6,103	7.5%
成約件数	22,500	-1,152	-4.9%	923	4.3%
成約率	25.6%	8.8ポイント	-	-0.8ポイント	-



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.1
荷物重量4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.3
荷物重量4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115	123.3	121.6

※令和元年度は2月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 経営改善事業部 小山・大橋・飯塚
TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年2月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計			
巡回件数	23件	1件	0件	24件			
パトロール延出動台(日)数				13台			
調査事項					指導件数	ワースト5	
I. 事業計画等							
○	(1) 主たる事務所・営業所				0		
	(2) 事業用自動車				0		
○	(3) 自動車車庫				0		
	(4) 休憩・睡眠施設位置能力				0		
	(5) 休憩・睡眠施設管理保守				0		
	(6) 届出事項				0		
○	(7) 白トラ				0		
○	(8) 名義貸し等				0		
II. 帳票類の整備、報告等							
	(1) 事故記録				0		
	(2) 事故報告書				0		
	(3) 運転者台帳				2	④	
	(4) 車両台帳				0		
	(5) 事業報告書等				1		
III. 運行管理等							
	(1) 運行管理規程				0		
	(2) 運行管理者選任				0		
	(3) 運行管理者講習				2		
	(4) 運転者の確保				0		
◎	(5) 過労防止				7	①	
◎	(6) 過積載			☆	0		
◎	(7) 点呼の実施				6	②	
○	(8) 乗務記録				0		
○	(9) 運行記録計			☆	3	③	
○	(10) 運行指示書				3		
◎	(11) 安全確保指導				2	④	
○	(12) 特別指導				1		
○	(13) 適性診断				2		
IV. 車両管理等							
	(1) 整備管理規程				0		
	(2) 整備管理者選任				0		
	(3) 整備管理者研修				1	⑤	
	(4) 日常点検				2	④	
◎	(5) 定期点検				0		
V. 労基法等							
○	(1) 就業規則				0		
	(2) 36協定				0		
	(3) 労働時間				2	④	
○	(4) 健康診断				2	④	
VI. 法定福利							
○	(1) 労災雇用保険				0		
○	(2) 健康厚生年金				0		
VII. 運輸安全マネジメント							
	(1) 運輸安全マネジメント				1	⑤	
指導件数合計					37		

(注) ○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	14	5	4	0	0	0	23
新規	0	0	1	0	0	0	1
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	5	5	0	0	0	24

関係官庁の人事異動

[鳥取県警察本部 R2. 2. 28 付]

	転 入	転 出
交通部長	保 田 博 美 氏 (生活安全部総括参事官 生活安全企画課長より)	柳 清 正 男 氏 (鳥取署長へ)
交通部総括参事官 交通企画課長	青 木 篤 郎 氏 (米子署長より)	本 庄 政 文 氏 (警察学校長へ)
高速道路 交通警察隊長	長 砂 敏 明 氏 (交通機動隊長より)	水 谷 勇 一 氏 (捜査第二課長へ)
交通部管理官 高速道路交通警察隊 副隊長	山 口 康 雄 氏 (交通部管理官 交通規制課次席より)	山 下 哲 哉 氏 (警務部管理官厚生課次席へ)

[鳥取運輸支局 R2. 4. 1 付]

	転 入	転 出
鳥取運輸支局長	片 岡 俊 一 氏 (中国運輸局 総務部 安全防災・危機管理調整官より)	為 石 友 章 氏 (中国運輸局自動車交通部次長へ)
首席運輸企画専門官 (輸送監査担当)	久 保 博 嗣 氏 (中国運輸局海事振興部旅客課より)	米 田 正 裕 氏 (広島運輸支局 首席運輸企画専門官(総務企画)へ)

[鳥取労働局 R2. 4. 1 付]

	転 入	転 出
鳥取労働局長	石 田 聡 氏 (厚生労働省職業安定局 雇用開発企画課 労働移動支援室長より)	丸 山 陽 一 氏 (群馬労働局長へ)
労働基準部 賃金室長	久 保 田 剛 氏 (倉吉労働基準監督署長より)	松 村 孝 也 氏 (退職)
労働基準部 労災補償課長	渡 辺 章 子 氏 (厚生労働省労働基準局 労災管理課労災保険財政数理室 調査係長)	高 田 尚 氏 (退職)
米子労働基準監督署長	山 田 正 道 氏 (総務企画官より)	森 下 芳 則 氏 (退職)

[鳥取県 R2. 4. 1 付]

	転 入	転 出
商工労働部長	池 田 一 彦 氏 (経済産業振興監より)	吉 村 文 宏 氏 (西部総合事務所長へ)

会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。
(届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂けますと幸いです)

※新入会事業者

許可年月日	事業者名	中国陸運(株)鳥取営業所		代表者	西尾 義輝
R1.9.25	営業所所在地	〒689-3309 西伯郡大山町国信 534- 1			
		電 話	0859-53-5240	F A X	0859-53-1515
		業種別	一般貨物		

※代表者変更 (会員名簿P. 6)

事業者名	新・旧別	氏 名
日ノ丸西濃運輸(株)	新	仲島 宏政
	旧	奥田 繁吉

※代表者変更 (会員名簿P. 6)

事業者名	新・旧別	氏 名
日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店	新	平野 宣隆
	旧	宮瀬 健

※代表者変更 (会員名簿P. 15)

事業者名	新・旧別	氏 名
日本通運(株)山陰支店	新	林 義弘
	旧	属 敏宏

※代表者変更 (会員名簿P. 16)

事業者名	新・旧別	氏 名
日ノ丸西濃運輸(株)米子支店	新	梶谷 建
	旧	平野 宣隆

大型連休中の業務について

(一社)鳥取県トラック協会

平素は、当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

(一社)鳥取県トラック協会の事務所は5月2日から5月6日まで休業とさせていただきます。

お手数をお掛けしますが、よろしくお願い致します。

交通ルール、 みんなで守って安全・安心!

子供を
始めとする
歩行者の
安全の確保

高齢運転者等の
安全運転の
励行

自転車の
安全利用の
推進



春 4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です
の全国交通安全運動
令和2年4月6日(月)～15日(水)



 内閣府

鳥ト協 米子事務所 一般適性診断日(4月・5月)のお知らせ

(一社)鳥取県トラック協会

鳥ト協米子事務所(西部トラック事業協同組合内)の4月・5月一般適性診断受診可能日は、下記のとおりです。

なお、初任診断及び適齢診断の義務診断は受診できませんのでご了承願います

【受診方法】

1. 予約方法

システム台数の制限、及び職員の不在がありますので、**完全予約制**といたします。受診予定4日前までに、お電話で仮予約の上、FAXで「予約申込書」をお送りください。

(注)お申込みが重複した場合は、調整させていただきます。

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※受付は、午前10:00と午後13:30の各一回、1回5人まで

※受診可能日 4/20～22・24・27・28

5/25～29

■ 塗りつぶしは、職員不在のため、受診できません

○ 印は、自動車事故対策機構が診断を行いますので、受診時間を「米子サテライト適性診断」のページで確認の上、直接お申込みください

2. 場所及び申込先

鳥ト協米子事務所(西部トラック事業協同組合内)

米子市流通町1381-4 電話:0859-27-3041

FAX:0859-27-1616

3. 経費助成

一般診断受診料2,300円(協会会員は全額助成)

(注) 運転者台帳に登録された常時運転者数。但し、陸災防へ届け出た雇用労働者数が常時運転者数を下回る場合は、雇用労働者数とする。

4. その他

・受診時間約120分

・鳥ト協のホームページにも、受診カレンダーを掲載しています。

一般運転適性診断申込書

FAX : (0859) 27-1616

(一社) 鳥取県トラック協会
米子事務所 行

令和 年 月 日

事業者名		営業所名	
------	--	------	--

受診予約日時	令和 年 月 日 時	お電話で仮予約をした 日時を、ご記入下さい
--------	------------------------	----------------------------------

切り取り線

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月 日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月 日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月 日

軽油価格推移表 (2020年2月)

令和2年3月25日現在
(公社) 全日本トラック協会

全地区(沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	100.91	103.53	93.25	93.92	104.43	101.94

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギ-	100.58	102.67	92.97	94.26	102.69	102.23
出 光	104.88	104.72	94.92	94.15	105.12	102.16
昭 和 シ ェ ル		109.96	94.66	94.74	109.96	103.12
エクソンモービル						
キ グ ナ ス				93.75		
コ ス モ		103.42	91.08	93.31		102.02
そ の 他	96.49	101.90	91.76	93.48	104.82	101.49

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	101.04	104.53	93.57	93.98	104.22	102.49
30～50キロリットル未満		100.34	91.41	94.19	105.63	99.15
50～100キロリットル未満	99.00	97.08	92.93	93.64		98.47
100キロリットル以上		95.60	91.50	93.36		97.52

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	99.55	103.66	91.97	94.06	98.30	101.78
30～60日未満	100.69	103.88	93.00	93.78	104.36	101.54
60日以上	102.63	102.26	93.65	94.17	118.00	105.05

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2019年10月	102.94	103.19	94.22	94.14	101.76	101.46
2019年11月	105.07	104.21	95.69	95.59	103.26	102.44
2019年12月	106.60	105.73	96.60	97.57	106.43	104.48
2020年1月	108.12	107.93	98.54	99.39	108.14	106.66
2020年2月	100.91	103.53	93.25	93.92	104.43	101.94

2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ○ 祝日を表しています。 △ 一部制限あり

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857 - 24 - 0802

会場 鳥取県トラック協会2階

住所 鳥取市丸山町219番1

時間帯

- ① 9:00の部
- ② 10:30の部
- ③ 13:30の部
- ④ 15:00の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

3月 業務日誌

5日 (木)	全ト協 第184回理事会	東京都
6日 (金)	中青協 中国ブロック青年部協議会幹事会	岡山市
9日 (月)	交通共済 審査委員会	広島市
18日 (水)	鳥取運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
19日 (木)	中央会 臨時総会	米子市
24日 (火)	鳥ト協 理事会 鳥取県防災会議	倉吉市 鳥取市

4月 行事予定

1日 (水)	辞令交付式	鳥取市
3日 (金)	フォークリフト運転技能講習 (学科)	鳥取市
4日 (土)	フォークリフト運転技能講習 (実技)	鳥取市
5日 (日)	フォークリフト運転技能講習 (実技)	鳥取市
6日 (月)	フォークリフト運転技能講習 (実技)	鳥取市
8日 (水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
9日 (木)	交通安全教室 (智頭小学校)	鳥取市
27日 (月)	中ト協 常任理事会	広島市

自動車保険は 「トラック交通共済」へ

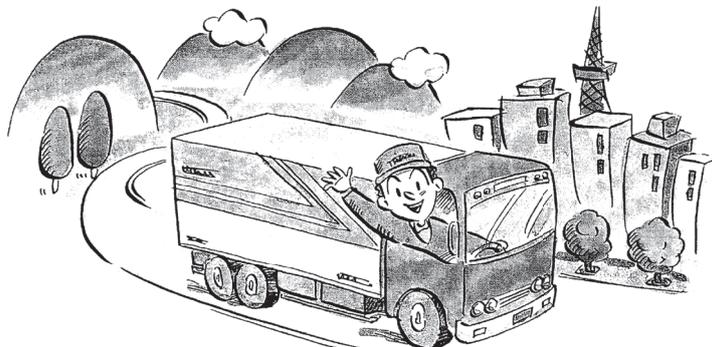
トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

自賠責保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内
中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226
鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260
事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)



写真は県花 20世紀梨の花



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般 鳥取県トラック協会

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所／〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所／〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所／〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616